平成２５年（フ）第８４号
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内887番地１、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字有安771番地50
破産者　安達　安則
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５７号
熊本市中央区新町４丁目２番23―301号　ロマネスク新町
破産者　片山　誠司
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５８号
熊本市東区長嶺南６丁目17番28―102号　アーバン村上
破産者　片山　裕司
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1024番地２
破産者　杜若　益生
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２５号
群馬県高崎市白銀町９番地　白銀ビル４Ｆ
破産者　片貝　俊示
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６４４号
埼玉県川越市大字下松原84番地21
破産者　丸石　広美（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３０６号
愛知県瀬戸市南山口町53番地、開始決定時の住所名古屋市中村区長戸井町２丁目20番地
破産者　岩瀬　忠義
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７号
京都市右京区西京極末広町６番地の１　ルミエール西京極407号
破産者　原　　康仁
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
広島市安佐南区西原３丁目７番７―２号
破産者　森川　正光
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２９号
広島市西区大芝１丁目24番12号
破産者　井垣　敏春
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０号
秋田市大平台２丁目３番地42、前住所秋田市仁井田新田２丁目11番15号
破産者　佐々木　隆
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１００号
新潟県村上市滝の前2054番地、開始決定時の住所神奈川県座間市栗原中央１丁目12番６号
破産者　深澤　嘉次
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０２号
横浜市保土ケ谷区川島町582番地７　新井荘102号
破産者　弘瀬　秀樹
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８５号
徳島県徳島市川内町鈴江北19番地
破産者　津田　典子
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
香川県高松市上福岡町2055番地１、開始決定時の住所香川県高松市瓦町１丁目13番地７
破産者　田山　俊行
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第９９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字屏風５番地８
破産者　安藤　泰義
１　決定年月日　平成25年７月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番１―504号
破産者　伊藤　健二
１　決定年月日　平成25年７月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
埼玉県越谷市大字大道760番地５、開始決定時の住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷911
破産者　熊谷　芳夫
１　決定年月日　平成25年７月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係